

# 災害援護資金貸付制度

東日本大震災により世帯主の方が負傷した世帯や住居・家財に著しい損害を受けた世帯のうち、一定の所得に満たない世帯に対し、生活立て直しのための「災害援護資金」を貸し付けます。

(※東日本大震災に係る特別財政措置法が施行され、特例措置が設けられました。)

## 1 対象となる方

次の(1)～(3)に該当する世帯の世帯主が対象です。

(※世帯主とは、「主としてその世帯の生計を維持する者」となります。)

(1) 被災日(平成23年3月11日)時点で、陸前高田市内に居住の世帯

(2) 東日本大震災により次のいずれかの被害を受けた世帯

- ① 世帯主の負傷(療養に要する期間がおおむね1か月以上)
- ② 家財の1/3以上の損害(自家用車等も家財に含みます)
- ③ 住居の半壊または全壊・流失等

(3) 世帯の平成21年分(※)の総所得額が次に定める額未満の世帯

世帯人数	市町村税における平成21年中の総所得額	ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円とする。
1人	220万円	
2人	430万円	
3人	620万円	
4人	730万円	
5人以上	1人増えるごとに730万円に30万円を加算した額	

※平成21年分の所得額が上記基準以上でも平成23年分の所得額が上記基準未満であれば貸付の対象となります。

注. 税の滞納がある場合には貸付けできないことがありますので予めご相談下さい。

## 2 貸付限度額

被害の種類・程度	貸付限度額	
	世帯主の負傷なし	世帯主の負傷あり
家財および住居に損害なし	—	150万円
家財の3分の1以上の損害	150万円	250万円
住居の半壊・大規模半壊	170万円(250万円)	270万円(350万円)
住居の全壊	250万円(350万円)	350万円
住居の全体が滅失、流失等	350万円	

※被災した住宅を建て直す際に、その住宅の残存部分を取り壊さざる得ない場合など、特別な事情がある場合には( )内の額となります。

※住居の損害については、原則として自己所有の住居が対象となります。ただし、賃貸住宅でも、住居全体の滅失・流失や、半壊全壊による取り壊しのため、引き続き居住できない場合は対象となります。

## 3 利率等

	内容
貸付利率	連帯保証人を立てる場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.5% (据置期間は無利子) (※)
据置期間	6年 (特別な事情がある場合は8年)
償還期間	13年 (据置期間を含む)
償還方法	年賦・半年賦・月賦、元利均等償還 (繰上げ償還可)
連帯保証人	(1) 能力者であること

	(2) 弁済の資力を有すること (3) 原則として、陸前高田市内に居住していること（市内の方が困難な場合は他市町村の方でも可能です） (4) 借入申込人と同一世帯の方でないこと (5) 連帯保証人が災害援護資金の借受人または借入申込人ではないこと (6) 連帯保証人が複数の借入申込人の連帯保証人でないこと
--	---

※陸前高田市には利子補給制度があります（利子を含めて借受人が償還した後、利子相当分を補助するもの）。

#### 4 必要書類

以下の表のうち、○印のものは必ず、△印のものは状況により必要な書類です。被災の状況により、その他の書類の提出をお願いする場合があります。

申し込みに必要な書類	申込人	連帯保証人 (連帯保証人を立てる場合のみ)
①災害援護資金申込書（所定のもの）	○	—
②身分証明書の写し（運転免許証、健康保険証など）	○	○
③住民票の写し ・被災日の後、陸前高田市外に転出している場合に必要です。	△ (世帯全員分)	△ (本人分)
④所得証明書 ○申込人⇒平成21年分所得証明書（平成23年分の所得が平成21年分の所得を下回る場合には平成23年分） ・平成22年1月1日現在、陸前高田市外に住民登録をしていた場合に必要です。 ○連帯保証人⇒最新年の所得証明書 ・陸前高田市外に住民登録をしている場合に必要です。	△ (世帯全員分)	△ (本人分)
⑤診断書 ・世帯主に1か月以上の負傷がある場合に必要です。	△	—
⑥り災証明書 ・住居の半壊以上の被害がある場合に必要です。	△	△
⑦同意書（所定のもの）	○	—
⑧契約書、見積書の写し等（借入金の使途が分かるもの）	○	—
⑨住宅ローン等がある場合は返済残額を証明する書類	○	△

#### 5 申込期限

令和7年3月31日まで

#### 6 その他

- 受付後、「災害援護資金借入申込書」の記載内容および添付書類を精査の上、必要に応じて調査を行います。なお書類に不備があった場合は、再度書類の提出等をお願いし、必要な書類が揃った時点での申し込みの受理となります。審査の結果、貸し付けの決定を行った場合は「貸付決定通知書」をお送りします。不承認となった場合は「貸付不承認決定通知書」をお送りします。なお、重複申込、連帯保証人の確認等を行うため、申し込みの受理後、通知書をお送りするまでは、おおむね1カ月程度かかります。
- 貸し付けの決定を行った方には、次の書類を提出していただきます。貸付金の振り込みは、借用書が提出されてからとなります。詳しい手続き方法については、「貸付決定通知書」にてご連絡いたします。  
 [提出書類]借用書（所定のもの）・預金口座振込申出書および通帳のコピー（貸付金の振込口座となるもの）・印鑑証明書（連帯保証人を立てる場合は、連帯保証人の印鑑証明書も必要）

**【申請窓口】 陸前高田市 福祉部こころの復興支援室 市役所2階**  
 TEL 0192-54-2111 (代表)